

第 107号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が行った一部公開決定のうち、投票資格者の住所のうち町名までの部分（以下「町名部分」という。）を非公開とした決定は妥当でないので公開すべきであるが、その他の部分を非公開とした決定は妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 平成22年 3月24日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、名古屋市〇〇区〇〇学区（以下「本件学区」という。）の地域委員会委員選任投票（以下「本件選任投票」という。）に係る投票資格者名簿の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 同月29日、実施機関は、本件公開請求に対して、本件選任投票に係る投票資格者名簿（以下「本件対象文書」という。）を特定し、次の理由により一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。

条例第 7条第 1項第 1号に該当

本件対象文書に記載されている個人の氏名、住所、生年月日（以下「本件個人情報」という。）は、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるため。

3 同年 4月13日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消す、との決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 通常他人に知られたくないと認められる情報は、「個人の意識、信条、

身体的特徴、健康状態、職業、経歴、成績、家庭状況、所得、財産、社会活動等に関する情報」に限定されるものであり、本件個人情報にはこれに含まれないと解すべきである。また、氏名、住所については、個人電話帳にも掲載されているものであり、通常他人に知られたくないと認められる情報とは言えない。

(2) 本件選任投票は、名古屋市から公職選挙法（昭和25年法律第 100号）の適用を受けない旨の説明があったが、実質上、公職選挙法を準用した判断がなされていた。本件選任投票は戸別訪問が規定上認められているが、訪問には選挙人名簿たる本件対象文書の開示が不可欠であるので、公職選挙法第28条の 2の規定を準用すべきである。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

- 1 条例第 7条第 1項第 1号に定める「個人の意識、信条、身体的特徴、健康状態、職業、経歴、成績、家庭状況、所得、財産、社会活動等に関する情報」とは、個人のプライバシーに関する情報の例示であり、本件個人情報は、特定の個人が識別できるものであることは明らかである。
- 2 また、本件対象文書に記載されている者は、あらかじめ本件選任投票への参加を希望し、申請を行った者であることから、本件個人情報は、単に本件個人情報が記載されているに止まらず、個人の意思表示に係る情報であり、他人に公開されることを欲しないものと認められる。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件個人情報が条例第 7条第 1項第 1号に該当するか否かが争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事

案を判断する。

3 地域委員会制度について

地域委員会制度は、地域課題を解決するために、投票で選ばれた委員を中心に公開の場で話し合い、本市予算の一部の使い途を決めるという制度である。地域委員会の創設に向けて、委員の選任方法や会議の運営方法、地域予算の使い途の決め方などで課題がないか検証するために、平成21年度に 8つの小学校区をモデル地域に指定して、選任投票を行い、地域委員会を設置した。

委員の選任投票を行うにあたり、名古屋市地域委員会のモデル実施における委員選任要綱（以下「選任要綱」という。）第13条の規定に基づき、実施機関は委員選任投票資格者名簿（以下「投票資格者名簿」という。）を作成することとされている。投票資格者名簿には、選任投票への参加を希望し、申請を行った者の氏名、住所、性別、生年月日等が一覧で記載されている。

投票資格者名簿は、選任要綱第14条第 1項に基づき、投票区を所管する区役所において少なくとも 3日間、縦覧に供さなければならないとされている。また、同条第 2項において、縦覧を請求することができる者は、自らが投票資格者として登録されていることを確認する目的を持つ者とされている。

4 条例第 7条第 1項第 1号該当性

当審査会は、本件個人情報、条例第 7条第 1項第 1号に該当するか否かを判断する。

(1) 本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、特定の個人が識別され得る情報で通常他人に知られたくないと認められるものについて非公開とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することができないが、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報についても、同様に非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件個人情報は、投票資格者の氏名、住所及び生年月日であり、特定の個人が識別されるものであることは明らかである。

(3) 次に、本件個人情報が、通常他人に知られたくないと認められるものか否かを判断する。

本件個人情報を公開すると、本件対象文書に記載されている者が、本件選任投票への参加を希望し、申請を行ったという事実及び私生活に関する情報等が明らかとなる。

また、本件対象文書については、上記 3で述べたように、選任要綱に基づく縦覧制度があるが、縦覧できる者が限定されており、さらに縦覧期間が限られていることから、広く一般に公開されている情報とは認められない。

したがって、本件個人情報是一般人の感受性を基準として判断すれば、通常他人に知られたくないものであると認められる。

(4) しかし、本件対象文書に記載されている投票資格者は、本件学区の区域の住民基本台帳に記録されている者であることから、その町名が本件学区内のものであることは明らかであり、本件個人情報のうち町名部分については、一般人の感受性を基準として判断すれば、通常他人に知られたくないものであるとは認められない。

(5) 以上のことから、本件個人情報のうち町名部分は条例第 7条第 1項第 1号に該当すると認められないが、その他の部分は同号に該当すると認められる。

5 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成22年 4月19日	諮問書の受理
4月20日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
5月11日	実施機関の弁明意見書を受理
5月14日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
8月10日 (第116回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
9月 8日 (第117回審査会)	調査審議
11月 9日 (第119回審査会)	調査審議
11月26日	答申

